第三十九条の五十六に次の七項を加える。

2　法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める期間は、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで（法第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する区域に係る同欄に規定する政令で定める地区にあつては、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで）の期間（これらの期間内に同表の第一号の上欄に規定する半島振興対策実施地域又は同表の第二号の上欄に規定する離島振興対策実施地域若しくは同欄に規定する区域に該当しないこととなつた地区については、それぞれこれらの期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

3　法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める中小規模法人に該当する連結法人は、第二十八条の九第十二項に規定する中小規模法人に該当する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（資本金の額又は出資金の額（第五項第一号及び第六項第一号において「資本金の額等」という。）が五千万円以下のものに限る。）とする。

4　法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める場合は、連結親法人又はその連結子法人が同項の表の各号の上欄に掲げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備について、当該地区に係る第二十八条の九第十三項に規定する産業投資促進計画に記載された振興の対象となる事業その他の事項に適合するものである旨の当該産業投資促進計画を策定した市町村の長の確認がある場合とする。

5　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は第二十八条の九第十五項に規定する旅館業（次項第一号において「旅館業」という。）　一の設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の取得価額の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が千万円超五千万円以下である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が千万円超五千万円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が五千万円超である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が五千万円超である連結子法人　二千万円

二　第二十八条の九第十五項に規定する農林水産物等販売業又は同項に規定する情報サービス業等（次項第二号において「情報サービス業等」という。）　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

6　法第六十八条の二十七第二項の表の第二号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円超一億円以下である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）若しくは資本金の額等が五千万円超一億円以下である連結子法人（ロに掲げる法人に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が一億円超である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人若しくは資本金の額等が一億円超である連結子法人　二千万円

二　第二十八条の九第十八項に規定する農林水産物等販売業又は情報サービス業等　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

7　連結親法人又はその連結子法人が、その取得等（法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をいう。次項において同じ。）をした減価償却資産につき同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（次項において「連結確定申告書」という。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8　前項の連結親法人又はその連結子法人が、その取得等をした減価償却資産に係る法第六十八条の二十七第二項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度において当該減価償却資産につき法第四十五条第二項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二十八条の九第十九項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第三十九条の六十一第一項第一号から第三号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三項から第七項まで」を「第二項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第三十九条の六十四第六項中「第二十九条の五第九項」を「第二十九条の五第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「同条第三項に規定する」を「同条第三項各号に掲げる」に、「及び構築物のうち二以上の建築物に」を「のいずれにも」に、「当該二以上の建築物の」を「これらの建築物のうち」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「認定事業者」の下に「又は同法第十九条の十第二項の規定により同法第二十条第一項の認定があつたものとみなされた同法第十九条の十第二項の実施主体」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十九条の五第二項第一号」を「第二十九条の五第三項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「。第三項」を「。第四項」に、「都市再開発法第二条第六号」を「法第六十八条の三十五第三項第一号」に、「施設建築物を」を「市街地再開発事業（第二号において「市街地再開発事業」という。）によつて建築される建築物を」に改め、同項第二号中「同法による」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の三十五第三項第一号に規定する政令で定める要件は、第二十九条の五第一項に規定する要件とする。

第三十九条の六十九第一項第三号中「附則第百十七条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第百十七条第十八項」に改め、「第六十八条の二十九第二項、」及び「又は第六十八条の三十四第三項」を削り、同項第四号中「。以下この号において「平成二十一年改正法」という。）附則第五十六条第三項、第十二項若しくは」を「）附則第五十六条第十二項又は」に、「平成二十一年改正法第五条」を「同法第五条」に、「第六十八条の十八、第六十八条の三十四第三項若しくは」を「第六十八条の三十四第三項又は」に改め、「又は平成二十一年改正法附則第五十六条第八項の規定により読み替えて適用する法第六十八条の二十七の規定」を削り、同項第八号中「又は第三十五条第四項」及び「又は第六十八条の三十」を削り、同項に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定